各務原市市政情報コーナー運営要綱

（平成１４年３月２９日決裁）

（趣旨）

第１条　この要綱は、行政資料の閲覧及び写しの交付並びに市政情報の総合的な情報提供の窓口として各務原市市政情報コーナー（以下「市政情報コーナー」という。）を設置することについて必要な事項を定めるものとする。

（位置）

第２条　市政情報コーナーの位置は、各務原市役所２階とする。

（業務）

第３条　市政情報コーナーの業務は、次に掲げるとおりとする。

（１）行政資料の収集、整理及び保管に関すること。

（２）行政資料の閲覧に関すること。

（３）前２号に掲げるもののほか総合的な情報提供に関すること。

（利用時間等）

第４条　市政情報コーナーの利用時間は、午前８時３０分から午後５時１５分までとする。

２　市政情報コーナーの休日は、各務原市の休日を定める条例（平成３年条例第６号）第１条第１項に規定する休日とする。

（管理）

第５条　市政情報コーナーは、総務部総務課長が管理運営する。

２　総務部総務課長は、市政情報コーナーの利用者が次に掲げる行為を行い、又は行うおそれがあるときは、市政情報コーナーの利用を中止させ、又は禁止することができる。

（１）公文書及び行政資料を汚損し、又は破損すること。

（２）騒音等を発するなど他の利用者の利用を妨げること。

（３）その他この要綱の規定及び関係職員の指示に従わないこと。

（複写）

第６条　利用者は、市政情報コーナーの行政資料の複写をすることができる。

２　前項の規定による行政資料の複写に係る費用は、１面１０円とし、利用者の負担とする。

（貸出し）

第７条　行政資料の貸出しは、行わない。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、市政情報コーナーの運営について必要な事項は、市長が定める。

附　則

この要綱は、平成１４年４月１日から施行する。

附　則（平成１７年４月１日決裁）

この要綱は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則（平成２６年３月２６日決裁）

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則（令和３年９月１６日決裁）

この要綱は、令和３年９月２１日から施行する。

附　則（令和８年３月３０日決裁）

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

附　則（令和８年６月３０日決裁）

この要綱は、令和８年７月１日から施行する。